

公開用

令和2年8月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和2年8月20日

春日部市教育委員会

I 期 日 令和2年8月20日 木曜日
II 場 所 春日部市教育センター 2階 会議室
III 開 会 13時30分
IV 閉 会 14時17分

V 教育長及び出席委員

教育長 鎌田 亨
教育長職務代理者 金森 良泰
教育委員 水沼 章文
教育委員 岡田 新司
教育委員 秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長 宗広 則行
学校教育部学務指導担当部長 柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長 篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長 舘野 俊之
学務課長 小岩井 稔之
指導課教職員担当課長 小野 誠

【社会教育部】

社会教育部長 村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長 神谷 司
文化財保護課長 中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長 實松 幸男
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長 伊田 孝史

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹 西川 宏之
学校総務課 総務担当主査 芦野 太朗

Ⅷ 署名委員の指名
秋山委員

Ⅸ 会議に附した議案

- 議案第30号 令和2年度教育委員会点検・評価報告書について
- 議案第31号 財産の取得の申出について（春日部市立小学校・中学校・義務教育学校
G I G Aスクール構想における学習用端末及び大型提示装置）
- 議案第32号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱に
ついて
- 議案第33号 春日部市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に
ついて
- 議案第34号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第35号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について
- 報告第39号 春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱について
- 報告第40号 春日部市青少年学習支援事業実施要綱の制定について
- 報告第41号 春日部市放課後子ども教室運営委員会委員の選任について
- 報告第42号 国史跡「神明貝塚」の管理団体の指定について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから8月定例教育委員会を開会いたします。

初めに、本日の会議録署名委員を指名します。秋山委員、お願いします。

前回の会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回の会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第30号 令和2年度教育委員会点検・評価報告書についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第30号、令和2年度教育委員会点検・評価報告書について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和元年度の教育委員会の事務の点検・評価を実施し、令和2年度教育委員会点検・評価報告書としてまとめたため、別冊のとおり提案するものでございます。

内容については、別冊、令和2年度教育委員会点検・評価報告書（令和元年度対象）をご覧くださいと思います。

報告書の作成におきましては、同法第26条第2項で規定する、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者3名をもって組織する春日部市教育委員会事務評価委員会を設置し、3回の会議を開催いたしました。会議では、春日部市の教育行政全般について、様々な視点から、ご意見を伺ったところでございます。

このたび、報告書65ページから67ページに学識経験者による意見として、まとめさせていただきました。

なお、併せまして、7月定例会以降、事務評価委員の方々からご意見等をいただいた中で、修正箇所が生じたので、議案第30号参考資料として配布いたしましたので、ご

覧いただきたいと思ひます。

今後の予定ですが、本日の議決、成立をいただいた上で、市長及び市議会議長に報告するとともに、8月末に開会予定の9月定例市議会に報告書を提出いたします。

そして、9月定例市議会閉会后、教育委員会のホームページに掲載するほか、市役所市政情報室をはじめ、教育センター、各公民館等に配架し、市民に公開してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第30号 令和2年度教育委員会点検・評価報告書について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第31号 財産の取得の申出について（春日部市立小学校・中学校・義務教育学校GIGAスクール構想における学習用端末及び大型提示装置）についてを議題としますが、議案第31号については、9月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定により会議を非公開とします。

それでは、議案第31号について、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第31号、財産の取得の申出につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市立小学校・中学校・義務教育学校GIGAスクール構想における学習用端末及び大型提示装置を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、春日部市長あて申出したく提案するものでございます。

なお、学習用端末及び大型提示装置の取得につきましては、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であり、9月市議会定例会に議案として上程することから、本教育委員会におきまして提案

するものでございます。

次に、主な内容について説明申し上げます。

取得金額、取得の方法は、記載のとおりでございます。契約の相手方は、さいたま市大宮区吉敷町一丁目75番地1、日興通信株式会社埼玉支社、支社長、杉山秀知でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

GIGAスクール構想の中で、大型提示装置を取得するとの説明がございましたが、こちらについて、より具体的な説明をお願いします。

鎌田教育長

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

大型提示装置でございますが、65インチの大型モニターです。これを合計590台購入いたしまして、各教室に設置し黒板の代わりとして使用することを想定しております。

以上でございます。

水沼委員

ありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第31号 財産の取得の申出について(春日部市立小学校・中学校・義務教育学校GIGAスクール構想における学習用端末及び大型提示装置)について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、議案第32号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第32号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱につきまして、提案理由及びその主な内容を説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

はじめに提案理由でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の任期が満了となり、欠員が生じていることから、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱したく提案するものでございます。

学区審議会は、小・中・義務教育学校の学区の適正化を図るため設置されております。

また、審議会の所掌事務でございますが、教育委員会の諮問に応じ、学区の編成等に関する事項を調査審議するものでございます。

委員の構成は、区、自治会を代表する者。小学校、中学校及び義務教育学校の校長の代表者。PTAの代表者。知識及び経験を有する者。公募に応じた市民をもって組織するものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

こちらは、学区審議会委員の候補者名簿でございます。

名簿番号1番につきましては、小、中学校のPTAの代表者につきまして、市PTA連合会からご推薦をいただいたことから、このたび、委員として委嘱するものでございます。

なお、その他の委員については6月に開催された定例教育委員会におきまして既に承認いただいております。

なお、委員の任期につきましては、令和2年8月20日から令和4年6月30日までとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

私から1点確認させてください。

現時点において、学区に関する事項で課題、懸案になっていることはありますでしょうか。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

現時点において学区の再編等も終わりました、懸案になっている事項はございませんが、今後、北春日部駅周辺の再開発がございますので、状況がみえてきましたら審議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

鎌田教育長

ありがとうございました。

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第32号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第33号 春日部市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野教職員担当課長

議案第33号、春日部市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

提案理由についてでございますが、本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について制定したく、提案するものです。

本規則の制定により、本年3月に制定済みの春日部市立学校における働き方改革基本方針を法的根拠のあるものとし、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、教育水準の維持向上を推進しようとするものでございます。

次に、主な内容ですが、議案書6ページ、第3条、業務量の適切な管理等についてでございますが、条文にございますように、業務を行う時間、これは出勤してから退勤するまでの在校時間のすべてから、所定の勤務時間を除いた、いわゆる時間外勤務が、(1)1月について45時間、(2)1年について360時間の範囲内となるよう業務量の適切な

管理を行う、としたものでございます。

また、第3条第2項では、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に、所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の上限を、6ページ一番下（1）～（3）及び7ページ（4）のとおり、定めたものでございます。

なお、教育職員一人一人の在校時間等を客観的に把握、管理するために、今年度、市内全小、中、義務教育学校にICカードによる勤務管理システムを導入し、現在は試験運用中、9月1日から本格的な運用を開始することを申し添えます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るためとの説明がありましたが、非常に難しい、理解のできないものもあろうかと思えます。

質問させていただきますが、1点目、教職員の方々は、36協定はどのようになっていますか。

2点目、指定労働の時に、1年、1か月、1週単位、この3つがあろうかと思えます。学校の教職員の皆様は、年単位という中で先生方というのは、どのような36協定を理解していますか。現場の先生方に、これが直接浸透する方法はございますか。

3点目、議案書7ページの第4条には、必要な事項は教育委員会が別に定めるとなっております。具体的に説明できるものがございましたら教えてください。

鎌田教育長

小野課長、お願いします。

小野教職員担当課長

1点目の36協定についてでございますが、教員につきましては、教職調整額というのが支給されておまして、本市においては今年度より教員に該当しない学校事務職員及び学校栄養職員については36協定を全校で結ばさせていただきました。

2点目、浸透の方法でございますが、今までの教員につきましては勤務時間の概念に曖昧な部分がございます、勤務を管理していかなければならないだろうということから、学校における働き方改革を策定いたしました。

まずは時間というところで、各学校において勤務の開始、終了時刻は違いますが、それより前、それより後にどれだけ自分が勤務しているのか、時間的なものに目を向けるという第一歩のための基本方針や規則の制定であるということ、これを客観的に数値としてあらわすためのICカードの導入となっております。そして、こんなに自分は勤務時間の前に来ているんだ、また、勤務時間後に残っていたんだということへの第一歩として捉えております。

3点目に関しましては、現在のところ何か考えているということではなく、これから運

用していくにあたり、必要に応じて別に定めるという考えです。

以上でございます。

水沼委員

是非、春日部市内の教職員皆様への働き方改革を浸透させてください。

よろしく願いいたします。

鎌田教育長

他にはありませんか。

岡田委員

過去に、医師会と教育委員会で働き方改革による産業医の話がありましたが、その後の経過を教えてください。

鎌田教育長

小野課長、お願いします。

小野教職員担当課長

在校時間が長時間に渡る者についての面接指導に関しましては、既に医師会と契約締結させていただいております。

仮に月に時間外勤務が80時間を越える者で、面接を希望する場合には、面接を受けていただくという内容で契約を締結させていただきました。

以上でございます。

岡田委員

時間だけでは束縛できないケースバイケースもあろうかと思えますし、いろんな意見が出てくると考えられますが、先生方も元気でないと学校運営ができませんので、医師会としても協力させていただきますので頑張ってください。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第33号 春日部市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第34号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

伊田課長、お願いします。

伊田スポーツ施設担当課長

議案第34号、春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

はじめに提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

議案書9ページをご覧ください。

本日、提案させていただきます2名の候補者につきましては、随時募集にて応募された方でございます。

この新任の2名の方につきましては、これまで培ってきたスポーツを通して、地域住民の健康維持やコミュニティに、少しでも貢献したいというお気持ちで、応募されたところでございます。

なお、任期につきましては、令和2年9月1日から令和4年3月31日とするものです。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

この2名の方を含めまして、スポーツ推進委員は合計で何人になりますか。

伊田課長、お願いします。

伊田スポーツ施設担当課長

スポーツ推進委員の定員は、スポーツ推進委員条例第3条第1項に基づきまして70名以内となっております。

現在、39名の委員の方が委嘱されておりまして、こちらは令和2年3月定例教育委員会において御審議いただき可決されました。

今回、補完する部分を随時募集として、今回2名の方を補充したく御審議いただいているものです。

以上でございます。

鎌田教育長

議決されれば41名になるということですね。

伊田スポーツ施設担当課長

はい。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第34号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第35号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算についてを議題としますが、議案第35号については9月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定により会議を非公開とします。

それでは、議案第35号について、説明を求めます。

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長

議案第35号、令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

提案理由でございますが、9月定例市議会に提案する令和2年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、別添の令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算書及び事業別概要書（第6号）に基づき、説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正で総括表でございます。

10款、教育費、補正前の額、76億9,019万9千円に、2,795万5千円を増額し、補正後の額を77億1,815万4千円とするものでございます。

次に、2ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。表のとおり、英語指導助手派遣をはじめ2件について、追加で設定するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。

まず、歳入でございます。3ページをご覧ください。

最上段、14款、国庫支出金、1節、小学校費補助金、公立学校情報機器整備費補助金、190万円の増及びその下、2節、中学校費補助金、同事業、83万円の増は、情報機器を整備することに対し、国から補助金が交付されるため、補正するものでございます。

次に、歳出でございます。4ページをご覧ください。

最上段、学校教育支援事業、45万8千円の増は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当が当初見込みより増となったため、補正するものでございます。

次に、2段目、スクール・サポート・スタッフ配置事業、12万9千円の増は、スクール・サポート・スタッフの期末手当が当初見込みより増となったため、補正するものでございます。

次に、3段目、小学校情報教育推進事業、190万円の増及び5段目、中学校情報教育推進事業、83万円の増は、子どもたちが家庭においても学習を継続できる環境整備を図ることから、ICT機器を整備するため、補正するものでございます。

次に、4段目、小学校施設維持・管理事業、5,877万9千円の増は、武里南小学校の屋上防水及び食堂空調機の修繕並びにプール授業の中止に伴い、補正するものでございます。

次に、下から2段目、中学校施設維持・管理事業、42万3千円の減は、プール授業の中止に伴い、補正するものでございます。

次に、最下段、体育総務事務、2,340万2千円の減は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部事業を中止したため、補正するものでございます。

5ページをご覧ください。

最上段、大風マラソン大会実施事業、87万円の減及び2段目、民間等プール利用事業、287万3千円の減は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業を中止したため、補正するものでございます。

次に、最下段、小中学校体育館施設開放事業、657万3千円の減は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により学校プール開放事業を中止したため、補正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

補正予算書4ページ、小学校施設維持・管理事業で、5,877万9千円の増となっております。

武里南小学校の屋上防水、食堂空調機修繕は分かります。プール授業中止に伴う部分について、今一度、説明いただけますでしょうか。

それから2ページの債務負担行為では、藤塚小学校の水泳指導委託というのは、プール授業を委託しているのは江戸川小中学校だけではなかったのでしょうか。こちらについても

説明をお願いします。

鎌田教育長

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部長

1点目でございますが、各学校のプール授業を中止いたしますと、学校プールの水質検査の手数料、プールの濾過機等の保守管理委託料が必要なくなるために補正減となるものがございます。屋上防水等の修繕料の増額と、この補正減との総合計で5,877万9千円の増となります。

2点目でございますが、現在では委員ご指摘のとおり、プール授業を委託しているのは江戸川小中学校だけであります。藤塚小学校につきましては、プールが老朽化しております。プールの更新工事を実施するか、民間委託するか検討させていただきました。最終的には民間委託の方がよろしいということで、令和3年度から水泳指導委託を進めたいと考えております。来年度予算に計上すると、令和3年4月以降に入札、契約となってまいります。水泳指導を円滑に行うためには、今年度中に契約相手を決め、水泳指導の内容の詳細を決めておく必要がありますので、事前準備をさせていただくため、今回、債務負担行為として計上させていただいたものです。

以上でございます。

水沼委員

4ページの方なのですが、この補正理由だけを読みますと分かりづらいです。別項目でプール授業の中止というのを計上するのでは駄目なのでしょうか。

鎌田教育長

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部長

4ページの表をご覧くださいと、表の右側、需用費で5,991万7千円の増、役務費で66万円の減、委託料で47万8千円の減と内訳がございまして、市の統一した様式により補正予算書が作られております。

事業毎の補正額のみ説明させていただいてしまいましたので、この細かな内訳を説明すれば分かりやすかったと思います。

以上でございます。

水沼委員

分かりました。

鎌田教育長

資料は市の統一した決まりがありますが、第三者から見ると分かりにくい部分もありま

すので、今後、分かりやすい説明をお願いします。
他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第35号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第39号 春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

報告第39号、春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱につきまして、報告いたします。
議案書11ページをご覧ください。

春日部市学校給食連絡協議会は、学校給食の効率的な運用を図るため設置している組織でございます。このたびの委嘱は、同協議会規則第3条の規定において定められた委員について変更が生じたことから、新たに委員として委嘱したものでございます。

議案書12ページをご覧ください。

こちらは、春日部市学校給食連絡協議会委員名簿でございます。保護者の代表者2名とも変更が生じたことから、今回、新たに委員として委嘱するものでございます。

また、新たに委嘱した委員の任期につきましては、前委員の残任期間となります。令和3年5月31日までとするものでございます。

報告第39号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

岡田委員

このように委嘱していただいて、活発に会議等を開いていただきたいのですが、現状は会議等の回数が少ないとの話を聞いておりますので、アレルギー等を含めて給食の問題も大きな役割をもっておりますから、よりよく活用していただきたいとお願いをさせていた

だきます。

鎌田教育長

この会議は、毎年、定期的に行われていますよね。
小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

毎年1、2回開催しております。

鎌田教育長

この会議に限らず、様々な会議において活発にお願いしたいと思います。
他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第40号 春日部市青少年学習支援事業実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長(兼)社会教育課長

報告第40号、春日部市青少年学習支援事業実施要綱の制定について報告いたします。
議案書13ページをご覧ください。

本要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学びの機会が減少又は制限されている高校生世代に対し、図書カードを配布するための手続きを定めた要綱を、新たに制定したものです。

次に、議案書14ページをご覧ください。

本要綱は全12条で構成されており、第1条で本事業の趣旨を規定し、第2条で支給対象者などの用語を定義し、第3条以降に届出や申込みの手続きや方式、禁止事項などの規定を定めております。

主な規定としては、第2条第2号において、令和2年8月1日現在において、市内に在住している平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方を支給対象者として定めているほか、第3条第2項で、青少年学習支援支給品として支給対象者1人につき3千円分の図書カードを配布することを定めております。

また、申請は原則不要としておりますが、さまざまな事情により住民基本台帳に登録されていない支給対象者につきましては、第5条において、現住所が確認できる書類を添えて申し込みを行う手続きも定めております。

なお、本要綱は、令和2年8月6日に制定、施行しておりますが、図書カードにつきましては、来週半ば頃から対象となる高校生世代の方のお手元に届くよう、現在、各種事務手続きを進めているところでございます。

報告第40号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第41号 春日部市放課後子ども教室運営委員会委員の選任についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長(兼)社会教育課長

報告第41号、春日部市放課後子ども教室運営委員会委員の選任について報告いたします。

議案書17ページをご覧ください。

春日部市放課後子ども教室運営委員会要綱第3条第2項に基づき、放課後子ども教室運営委員会委員を選任したため報告いたします。

議案書18ページの、春日部市放課後子ども教室運営委員会委員名簿をご覧ください。

放課後子ども教室運営委員会は、春日部市放課後子ども教室事業の運営方法等に関し必要な意見交換を行うために設置しているもので、委員につきましては、12名のうち10名は6月の定例教育委員会において報告させていただいておりますが、その後、残る2名について、社会教育委員会議並びに春日部市PTA連合会から推薦があり、委員として選任したため報告するものでございます。

今回、新たに放課後子ども教室運営委員会の委員をお願いする方は、名簿番号2番の高山まさ子さん、6番の野澤正恵さんの2人でございます。

報告第41号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第42号 国史跡「神明貝塚」の管理団体の指定についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第42号、国史跡「神明貝塚」の管理団体の指定について報告いたします。

議案書19ページをご覧ください。

神明貝塚に関わる国史跡の指定につきましては、令和2年3月の定例教育委員会で報告させていただきましたが、国史跡指定の意見具申とあわせまして、令和元年7月24日付けで、文化庁長官あてに、神明貝塚を管理すべき地方公共団体として春日部市を指定するよう意見具申を行ったところでございます。

その内容でございますが、神明貝塚の史跡範囲は現在、春日部市を含めまして23名の土地所有者によって分有されております。そのため、各所有者による史跡の健全な保存管理や復旧が難しい状況にありますことから、所在地の地方公共団体であります春日部市が一元的な管理を担うため、文化財保護法第113条第1項の規定により、春日部市が神明貝塚を管理すべき地方公共団体として指定されたものでございます。

続いて議案書20ページをお開き願います。

最下段の表のとおり、令和2年7月22日付け官報、文化庁告示第58号におきまして、史跡を管理すべき地方公共団体として指定されたものでございます。

報告は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

宗広学校教育部長

9月定例会につきましては、9月29日、火曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、8月定例教育委員会を閉会いたします。